

西宮市放課後キッズルーム事業（直営型）実施要綱

（目的）

第1条 西宮市放課後キッズルーム事業（直営型）（以下、「本事業」という。）は、市内の各市立小学校区において、小学校の教室や運動場、社会教育施設等を活用することで、子供の自主性を重視した活動を支援しながら子供の成長に必要な社会性及び協調性をはぐくむための居場所をつくることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、西宮市（以下、「市」という。）及び西宮市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）とする。

（対象とする子供の範囲）

第3条 各市立小学校に通学する児童を対象とする。

- 2 市に住所を有する私立、国立小学校の児童についても、該当する通学区域の市立小学校で実施する事業の対象とする。

（実施場所）

第4条 本事業は、基本的に小学校施設（普通教室や特別教室、運動場、体育館等）を実施場所とするが、地域の実情に応じて、公民館等の公共施設でも実施できるものとする。

（開設日及び開設時間）

第5条 本事業は、概ね年間を通じて、平日の放課後に実施する。開設日や開設時間については、学校行事、地域行事等の日程等を勘案し各小学校区の実情に応じるものとする。

（事業の内容）

第6条 本事業においては、安全安心な活動拠点の確保のため、見守りのための要員等を複数配置し、子供たちが、自主学習や屋内外での遊び等、自由に活動できる居場所を提供する。

(運営における人員の配置・環境の整備)

第7条 本事業の実施に当たっては、以下の各号に定める人員について、必要に応じ配置することとする。ただし、人員については、18歳以上（高校生不可）の者でなければならない。

(1) 中心的に事業に携わり、活動計画の作成や必要な人員配置の調整、事務局への報告連絡等の業務を行うことで、円滑な事業実施を行うための役割を持つ者（以下、「コーディネーター」という。）を配置することができる。また、コーディネーターは、学習方法や教材について学校と相談するとともに、子供たちの育成に必要と思われる事項について学校、保護者等と情報交換を行うこととし、必要に応じて学校教育活動の支援にも取り組むこととする。その人材は、幼稚園、小学校、中学校のいずれかの教員普通免許を所持し、子供たちの健全育成に情熱を持つ教育委員会の会計年度任用職員とする。

(2) 活動の際に運営の中心的役割を持つ者（以下、「サポートリーダー」という。）を配置することができる。サポートリーダーは、コーディネーターを配置している学校においては、コーディネーター不在時にその代行を務める。その人材は、市及び教育委員会が選定する者とするが、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者とする。

(3) 活動において、最低限の安全確保のための見守りや声かけなどの役割を持つ者（以下、「サポーター」という。）を配置することができる。その人材は、子供たちの健全育成に情熱を持つ者とする。

(4) 子供たちの活発な交流のための活動プログラムの提案や実践による事業運営の補助を行う者（以下、「学生サポーター・地域サポーター」という。）を配置することができる。その人材は、教職を目指す大学生や退職教員、地域において子供たちの健全育成のための活動を実践している者等、子供たちの健全育成に情熱を持つ者とする。

(5) 経常的に行われる活動と別に、特別な活動や催しを行う場合（コーディネーター・各種サポーターを対象とした研修会なども含む）には講師を配置することができる。その人材は、子供たちを対象とした各種体験教室や運動遊び、野外活動などの指導実績を有する団体に所属し、専門的な知識や経験を豊富に有する者とする。

2 本事業の実施に当たって、市及び教育委員会は協力して、子供たちをはぐくむ環境づくりに努める。

3 本事業は、障害のある子供たちの活動の場としても利用されることを考慮し、市及び教育委員会は保護者や施設管理者とともに、個々の状況に配慮した活動が行えるよう対策を講じるよう努める。

(推進委員会の設置)

第8条 本事業の推進方法等を検討する推進委員会を設置するものとするが、他の教育委員会の事業（教育連携事業、放課後子供教室事業等）の推進方法について協議・検討を行う西宮市学校・家庭・地域の連携協力推進協議会（以下、「推進委員会」という。）がその役割を兼ねることができる。

- 2 推進委員会は、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、人材の確保、活動プログラムの企画、事業後の検証と評価等について検討する。
- 3 推進委員は、学校関係者、行政関係者、地域団体関係者、社会教育関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、学識者等事業の実情に応じて適宜教育委員会が選定する。
- 4 推進委員会は、年間を通して時期に偏りが無いよう定期的な開催に努める。
- 5 推進委員会経費については、教育委員会が負担する。

(事業経費の負担と報償費等の設定)

第9条 本事業を実施するための経費については、教育委員会が負担する。

- 2 各種サポーターについては、報償費を支給し、その金額については次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 2時間以上の活動への参加の場合 2,037円/1回
 - (2) 1時間以上の活動への参加の場合 1,018円/1回
 - (3) 1時間に満たない活動への参加の場合 支給なし
- 3 サポートリーダーの報償費の支給については、前項の規定の1.5倍とする。
- 4 サポートリーダー又は各種サポーターが、緊急時の対応であって通常の活動場所以外に出向いたことにより交通費を負担した場合は、実費相当分を教育委員会が支給する。
- 5 講師謝金（所得税込） 下記金額を上限とする。

大学教授・准教授・講師などの学識経験者	30,555円/回
各分野の専門知識を有する者（専門学校等の講師）	20,370円/回
実技指導等	10,186円/回
その他（実技指導の助手等）	5,093円/回
- 6 報償費の受領を辞退する場合は、教育委員会に辞退届を提出するものとする。

(保険加入)

第10条 本事業に参加する者（年齢、職名を問わず）は、原則として傷害保険に加入することとし、その費用については、教育委員会が負担する。

(事故等の対応)

第11条 本事業の実施に伴い事故等が生じた場合は、コーディネーターが中心となりサポーターとともに迅速に対応する。適宜保護者等へも連絡し、重篤な怪我等の場合は学校と協力して対応する。

付 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から実施する。

この要綱は、令和 5年 4月10日から実施し、令和5年4月1日から適用する。